

令和8年度事業計画・収支予算が決定

— 第270回常議員会 第178回通常議員総会 —

市川商工会議所は、3月16日(月)午後3時から第270回常議員会を開催し、①令和7年度補正予算(案)について、②令和8年度事業計画(案)について、③令和8年度収支予算(案)について、④第178回通常議員総会開催についての議員総会提出議案を含む議案を審議し、原案どおり承認可決されました。

3月30日(月)午後3時から第178回通常議員総会を開催し、①令和8年度事業計画(案)について、②令和8年度収支予算(案)についてを審議し、原案どおり承認可決されました。

本年度の重点事業

1. 商工会議所の組織ならびに財政基盤の強化
2. 経営環境の変化に対する支援体制の充実・強化
3. 地域経済の活性化に向けた市内産業の振興・支援
4. 行政および各種関係機関・団体との連携強化



令和8年度収支予算

(単位：千円)

●収入の部

会費・負担金	76,551
事業収入	48,805
交付金	92,646
雑収入	418
繰入金・その他	10,638
合計	229,058

●支出の部

管理費	142,090
事業費	31,787
会館維持・管理費	21,721
繰出金	8,475
積立金	13,845
選挙負担金	1,500
その他	9,640
合計	229,058

(令和8年度事業計画は2ページに掲載)

主な記事

- 令和8年度事業計画……………2
- 小規模事業者持続化補助金 健康経営優良法人2026認定を取得しました
「職域型」年金委員をご推薦ください! ……3
- 令和8年度 税制改正のポイント……………4~5
- 4月の主な行事予定 会議所のうごき 無料相談のご案内 新入会員紹介…6

令和8年 春の全国交通安全運動

令和8年4月6日(月)~15日(水)
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

スローガン

車から ぼくたちみえない
手をあげよう

市川商工会議所 運輸・通信業部会



市川商工会議所

〒272-8522 千葉県市川市南八幡2-21-1

☎047-377-1011(代表) FAX 047-377-1048

https://www.ichikawa-cci.or.jp/

✉info@ichikawa-cci.or.jp



ホームページはこちら

令和8年度 事業計画

自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

事業方針

昨今の経済情勢は、世界的なインフレの定着、慢性的な人手不足、賃上げへの対応、そして急激なデジタル化やGX（グリーン・トランスフォーメーション）への対応など、課題が多くあります。

商工会議所では、目まぐるしく変化する経営環境に対応するために、持続的発展のための「個社支援」や地域経済活性化を目指す「面的支援」を強化してまいります。

さらに、市川市の強みである都心近接の利便性、産業基盤を活かし、次世代を担う経営者の育成として、創業支援や多様な人材が活躍できる職場環境の構築に注力します。

加えて「いちかわ産フェスタ」や「まごころサービス運動」といった事業などを通じ、街の賑わいと地域経済活性化を進めてまいります。

本年度は、昨年発足した第27期の本格的なスタートの年であり、行政や関係諸団体との連携を一層深化させ、会員の皆さまが未来への確かな展望を描けるよう、全力を尽くしてまいります。活力に満ち溢れ、次代に誇れる市川の実現に向け、共に歩みを進めてまいりましょう。

本年度は、以下に掲げる事業に取り組んでまいります。

本年度の重点事業

1. 商工会議所の組織ならびに財政基盤の強化
2. 経営環境の変化に対する支援体制の充実・強化
3. 地域経済の活性化に向けた市内産業の振興・支援
4. 行政および各種関係機関・団体との連携強化

事業項目

1. 商工会議所の組織ならびに財政基盤の強化

- (1) 会員事業所新年賀詞祝賀パーティーの開催
- (2) 会員事業所従業員の表彰
- (3) 会員親睦事業の実施
- (4) 会員組織強化運動の実施
- (5) 議員研修会・交流会の開催
- (6) 女性会および青年部との連携強化
- (7) 景気動向調査（L O B O調査等）の実施
- (8) 各種検定試験の実施および講習会の開催
- (9) 市川市珠算競技大会の開催
- (10) 共済等をはじめとする収益力の強化
- (11) 労働保険の周知・加入促進および労働保険事務組合の拡充強化
- (12) 情報誌（会報「いちかわ」）の充実、ホームページによる広報啓発事業の推進
- (13) SNSを活用した情報発信力の強化
- (14) SDGs（持続可能な開発目標）の啓蒙活動
- (15) BCP（事業継続計画）の普及・支援
- (16) 会員事業所・商工会議所双方に資するデジタル化・DXの取り組み
- (17) 健康経営の普及・促進
- (18) 生活習慣病健診の実施
- (19) 会員・市民向けIT活用講座の実施
- (20) 会員サービス充実のための巡回の強化
- (21) その他会員サービス事業の実施

2. 経営環境の変化に対する支援体制の充実・強化

- (1) 感染症・災害時等に関する経営相談窓口の適宜設置
- (2) 小規模事業者の持続的発展を目指す「個社支援」・地域の活性化を目指す「面的支援」の強化
- (3) リスク回避のための事業継続力支援計画の推進
- (4) 経営発達支援事業の取り組み
- (5) 事業承継、起業・創業、事業計画作成、働き方改革推進等支援（よろず支援拠点・専門家派遣等の活用）
- (6) 税制度の変更等制度改正による諸課題に対する経営支援
- (7) IT導入、AI活用による生産性向上に向けた経営支援
- (8) 市内企業の新入社員教育・人材育成等の講習講演会の開催
- (9) 小規模事業者経営改善資金制度の強化および貸付斡旋
- (10) 中小企業事業資金融資制度の強化
- (11) 記帳継続指導体制の充実
- (12) 専門家による無料特別相談の充実
（経営・経理・税務・法律・金融・労務・許認可・知財・IT・採用の相談）
- (13) 経営安定特別相談事業の充実
- (14) 小規模企業共済・経営セーフティ共済への加入促進
- (15) 税制・金融に関する建議、要望事項の実現
- (16) その他相談事業の周知徹底

3. 地域経済の活性化に向けた市内産業の振興・支援

- (1) 市内産業に関する建議、要望事項の実現
- (2) 業種別部会による産業振興事業（講演会、視察研修会、情報収集・発信等）の実施
- (3) 各産業におけるDXの推進、情報セキュリティの啓発、環境問題への取り組み等の推進
- (4) 市内消費購買力の促進による商店街の活性化
- (5) 商店会の実施する商業振興事業の支援
- (6) 市川市工場対抗野球大会の開催
- (7) 地域活性化のための産業まつり事業の実施（いちかわ産フェスタ）
- (8) ビジネス交流会・展示会への出展推進
- (9) 地域資源を活用した観光振興支援（市川地域ブランド協議会）
- (10) 市川市の未来を見据えたまちづくり（新湾岸道路の整備促進と市川三番瀬再生・保全に向けて）の提言・要望

4. 行政および各種関係機関・団体との連携強化

- (1) 国・千葉県・市川市等との連携強化
- (2) 各地商工会議所相互の連携およびネットワークの活用
- (3) 市川市商店会連合会
- (4) 市内各工業団体
- (5) 市川市雇用対策推進協議部会
- (6) 市川警察署管内職場警察連絡協議会
- (7) 市川珠算振興会
- (8) 市川東ロータリークラブ
- (9) 市川市大型店連絡協議会
- (10) 市川市異業種交流協議会
- (11) はおずき市実行委員会
- (12) （公社）市川法人会
- (13) （公社）市川青色申告会
- (14) 千葉県トラック協会市川支部
- (15) 大学コンソーシアム市川
- (16) 産学官連携の支援（市民向けシンポジウムの開催など）
- (17) 一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会
- (18) その他関係団体

販路開拓に国の補助金を活用しましょう！

小規模事業者持続化補助金

第19回公募 一般型通常枠

事業目的

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

補助率 2/3

補助上限 50万円(特例を活用した場合は最大250万円)

インボイス特例

インボイス特例の要件を満たす場合は上記補助上限に50万円上乘せ

賃金引上げ特例

賃金引上げ特例の要件を満たす場合は上記補助上限に150万円上乘せ

特例要件

インボイス特例 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

賃金引上げ特例 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

申請受付 3月6日(金)～4月30日(金) 17:00

事務局HP <https://r6.jizokukahojokin.info/>



第3回公募 創業型

事業目的

創業後1年以内の小規模事業者等が経営計画を自ら策定し商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

補助率 2/3

補助上限 200万円(特例を活用した場合は最大250万円)

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日(設立年月日)が公募締切日から起算して過去1か年の間であること。

※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は一律に50万円の補助上限上乘せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

申請受付 3月6日(金)～4月30日(金) 17:00

事務局HP <https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>



※詳細は公募要領をご確認ください。また、本公募要領は必要に応じて改定されることがあります。申請時には最新の補助金事務局ホームページからご確認ください。

健康経営優良法人2026 認定を取得しました

このたび市川商工会議所は、健康経営優良法人2026(中小規模法人部門)認定を取得いたしました。

健康経営を始めることで、従業員一人ひとりの健康に対する意識向上、生活習慣見直しのきっかけとなります。また、生き活きと元気に働いてもらうことで、生産性向上・企業イメージアップ・従業員のモチベーションアップなど、さまざまなメリットが期待できます。

「健康経営優良法人認定」とは健康経営を実践している企業等を「健康経営優良法人」として顕彰する制度です。認定企業は専用のロゴマークを企業のPR等に活用できます。



健康経営とは



アクサ生命保険㈱の対象保険商品契約がある法人様は、アクサ生命の『健康経営サポートパッケージ』がご利用いただけます。当所も本サポートを活用し、健康経営優良法人認定を取得いたしました。健康経営に少しでも興味がありましたらご相談ください。

お問い合わせ

アクサ生命保険㈱船橋営業所 TEL: 047-433-4140

事業主の
皆さまへ

「職域型」年金委員を ご推薦ください！

公的年金制度に関する仕組みや各種届出手続き方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する方が職場内にいることは、とても心強いものです。「職域型」年金委員は、こうした期待に応えるため職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

また、年金事務所では年金委員の方に研修会のご案内をするなどのサポートをしています。

趣旨をご理解いただき、まだ年金委員を設置されていない事業主の皆さまにおかれましては、ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

また、「職域型」年金委員である従業員がお辞めになる際には、退職後も引き続き「地域型」年金委員として活動(※)していただける旨をお伝えください。

※「職域型」から「地域型」へ変更するためのお手続きが必要になります。

年金委員とは



職域型年金委員に
ついて



お問い合わせ

日本年金機構 市川年金事務所
TEL: 047-704-1177



全国515商工会議所・126万事業者の力で要望が数多く実現！

各地商工会議所
日本商工会議所

速報

令和8年度 税制改正のポイント

日商「税制改正 特設サイト」▶



※本チラシは2025年12月26日に閣議決定された税制改正大綱に基づいて作成しています。

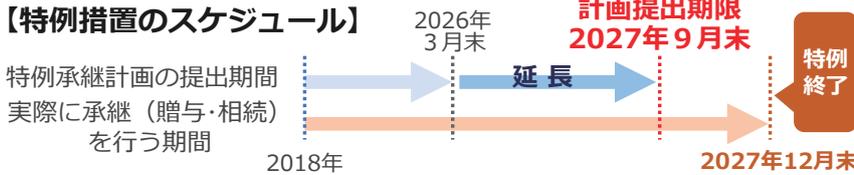
I. 事業承継税制の活用促進に向けた見直し

① 法人版事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限の延長

⇒ 事前計画の提出期限を、2027年9月末まで **1年6か月延長**



【特例措置のスケジュール】



商工会議所の
強力な要望により
計画提出期限を延長！



事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予（要件を満たすと免除）される制度。2027年末までの時限措置

税制活用までの基本的な手続きの流れ（贈与の場合）

- Step 1：特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2027年9月末まで>
- Step 2：後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>
- Step 3：後継者が代表取締役役に就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027年12月末まで>
- Step 4：認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の1月15日まで>



II. 消費税インボイス制度における負担軽減措置の拡充・見直し等

① 免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置の控除率の引上げと適用期限の延長

消費税インボイス制度導入により、原則、免税事業者からの仕入において仕入税額控除できないが、免税事業者の取引排除を防ぐ等の目的から、仕入税額の一部の控除を認める措置が導入されている

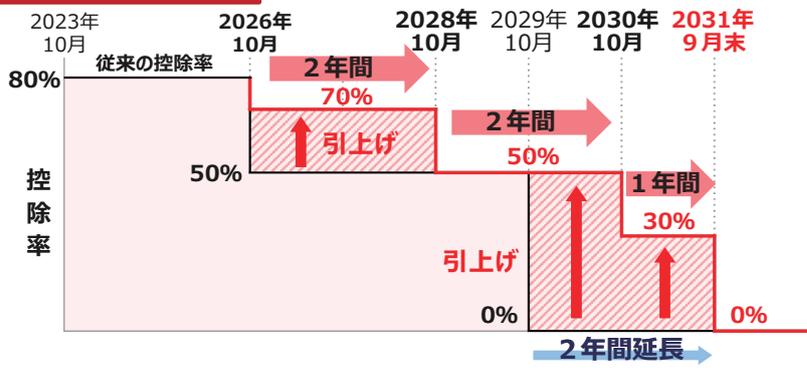
⇒ 2026年10月以降の **控除率を引上げ**、負担軽減措置の適用期限を **2年間延長**



商工会議所の
強力な要望により
延長・拡充を実現



【今後のスケジュール】

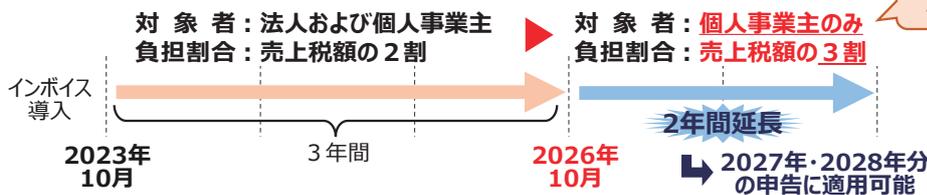


② 免税事業者が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置の延長

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の一定割合に軽減する措置が導入されている

⇒ **個人事業主を対象**として、売上税額の **3割**に見直したうえで、**2年間延長**

【今後のスケジュール】



既に本措置を適用している
個人事業主も適用可能



Ⅲ. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制の延長・拡充

① 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

⇒ **3年間延長し、中小企業技術基盤強化税制に繰越控除措置を導入**
 ⇒ **重点産業分野を対象にした、戦略技術領域型を創設**

繰越控除の導入は11年ぶり
 複数年での措置は初めて

	控除上限	控除率	繰越控除	対象
(選択)	一般型	20%~35%	1%~14%	中小企業以外も対象
	中小企業技術基盤強化税制	25%~35%	12%~17%	中小企業のみ対象
	戦略技術領域型※1	10%	40%~50%	中小企業以外も対象
	オープンバージョン型	10%	20%~30%	(上記と併用可)

※1：A I、先端ロボト、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙等の重点産業技術に関する研究開発が対象

商工会議所の要望により
 繰越控除措置が導入



② 大胆な設備投資促進税制の創設

⇒ 国内における大規模で高付加価値な投資を推進するため、**新たな設備投資減税を創設**



※1：産業競争力強化法に基づく計画の確認手続を受けた事業者
 ※2：控除上限…法人税額の20%
 ※3：事業環境の急激な変化に係る対応計画の認定を受けた事業者

対象業種	全ての業種※1
対象資産	計画の確認後、5年以内に取得等した以下の資産 機械装置、工具・器具備品、建物、ソフトウェア、 建物付属設備・構築物 ※設備ごとに価額要件あり
対象要件	最低投資額：大企業（中堅企業を含む）… 35億円以上 中小企業者等 …… 5億円以上 投資利益率： 15%以上 (計画記載の設備取得価額の合計額)
内容	即時償却または税額控除7% (建物・建物付属設備等は4%)※2 3年間の繰越控除措置を導入 ※3

Ⅳ. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

① 中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続

	中小企業（資本金1億円以下）	
	要件	税額控除率
基本	雇用者全体の給与総額増加率+1.5%以上	給与増加額×15%
繰越控除措置	繰越期間5年間	
上乗せ①（賃上げ）	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ②（両立支援等）	「くるみん認定」または「えるぼし認定」の認定を受けた企業は+5%上乗せ	

給与明細書

大幅な賃上げが実施される中、もはや税制による後押しは不要

商工会議所の強力な要望により
中小企業向け賃上げ促進税制は死守

一方で… 大企業向け税制…2025年度末で廃止
 中堅企業向け税制…2026年度末で廃止
 教育訓練費増加による上乗せ措置…2025年度末で廃止
 (中小企業向け賃上げ促進税制においても、教育訓練費増加による上乗せ措置は廃止)

② 少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充

⇒ **3年間延長し、対象となる取得価額を40万円に引上げ**

拡充	取得価額	償却方法	見直し	対象企業
	40万円未満 (合計300万円まで)	即時償却 (全額損金算入)		中小企業 (従業員が400人以下)

商工会議所の要望により
対象となる取得価額が引上げ

③ 従業員への「食事補助」に対する非課税上限の引上げ

⇒ 非課税上限額を**月額7,500円に引上げ**

- 従業員が食事代金の半額以上を負担し、かつ補助額が月額7,500円以下の場合、所得税が非課税になる措置
- 社食や弁当等の代金補助、商品券等の提供等の方法が可能（金銭による支給は対象外）



始めよう! 月々2,970円(税込)からの安心生活!



お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り・ご相談・資料のご請求はフリーダイヤルまたは、ホームページから。

0120-877575 www.zennikkei.co.jp/hs/

4月の主な行事予定

【日】	【予定】	【場所】	【時間】
2日(木)	三役会議	正副会頭室	14:30～
3日(金)	令和8年度新入社員教育講習会	大ホール	9:30～
8日(水)	女性会4月定例役員会	第1会議室	14:00～
14日(火)	青年部定例会	大ホール	19:30～
21日(火)	青年部役員会	第1会議室	19:30～
24日(金)	広報・情報委員会	第1会議室	14:00～
29日(水)	昭和の日		
30日(木)	総務委員会	第1会議室	11:00～

会議所のうごき

2月		3月	
11日	女性会会員親睦新年会	金融業部会正副部会長会議	4日 総務委員会
12日	第3回工業振興委員会	19日 都市開発委員会	5日 三役会議
13日	いちかわ創業スクールフォローアップ 個別相談会	都市開発委員会後の行政との意見交換会	市川市商店会連合会主催セミナー
16日	いちかわ産フェスタ出展説明会 市川市雇用対策推進協議部会セミナー	20日 建設・不動産業部会正副部会長会議	10日 マル経融資委員会A班 青年部定例会
17日	自由業部会正副部会長会議 青年部役員会	22日 第172回日商簿記検定試験	
18日	サービス業部会正副部会長会議 環境委員会	24日 経営安定特別相談室 経営安定セミナー	
		26日 マル経融資委員会B班 広報・情報委員会	
		27日 商業第二部会正副部会長会議	

経営で、ちょっと疑問に思ったら……

無料相談のご案内

●時 間 午後2時～5時

※終了1時間前までの受け付けとなります。

金融のご予約は、2営業日前の午後4時までとなります。

★知的財産、金融、事業承継は相談時間が異なります。

●場 所 当所 相談室

●要予約 指導課まで

TEL 047-377-1011

相談内容	月	日	曜	担 当 員	相談内容	月	日	曜	担 当 員
税 務 ・ 経 理	4	15	(水)	税理士 赤津 昭子	知 的 財 産	4	1	(水)	INPIT 千葉県知的財産総合支援窓口 ★時間：午後1時～4時 前日迄の予約に限る
	5	19	(火)	税理士 神澤 武蔵		5	13	(水)	
法 律	4	13	(月)	弁護士 宮本 勇人	金 融 千葉県信用保証協会 日本政策金融公庫	4	14	(火)	千葉県信用保証協会 日本政策金融公庫 ★時間：午後1時30分～午後4時30分
		23	(木)	弁護士 村越 進					
労 務	4	10	(金)	社会保険労務士 櫻井 恭子	事業承継相談	4	9	(木)	千葉県事業承継・引継ぎ支援センター ★時間：午前10時～午後4時
許 認 可 等	4	16	(木)	行政書士 堀川 豊広	I T 相 談	随時受付	I T コーディネータ 徳永 雅彦 倉田 一範 田邨 公伸		
							採 用 相 談	随時受付	ビジョン採用アドバイザー 前山 真希 夏井光太郎

※今後の社会情勢により相談日が変更や中止になる場合がございます。

■新入会員紹介■ ご入会いただきありがとうございます。(敬称略 令和8年2月1日から令和8年2月28日までにお申し込みいただいた事業所を掲載)

部 会	事 業 所 名	住 所	営 業 内 容	紹 介
建設・不動産業	小杉造園(株)千葉営業所	市川市新田5丁目	造園土木、植栽工事	
建設・不動産業	(株)フォーレスト	市川市南八幡4丁目	キッチン、ユニットバス等 水廻り商品取付	
建設・不動産業	リユーズキャピタル(同)	市川市平田4丁目	不動産賃貸管理業務	
サービス業	MIENE HAIR	市川市行徳駅前2丁目	美容室	
サービス業	未来人(株)	市川市北方1丁目	ハウスクリーニング	

商工会議所会員は文化振興財団特別割引(主催公演) ☆ご予約は総務課(☎047-377-1011)まで 席種のみ指定可

市川市文化会館

- 芸術講座・音楽 オペラ・トリビタvol.3 6/6(土) 14:00開演 小ホール 全席指定 会員 2,000円 (一般 2,500円) 25歳以下 1,500円
- 「HANAGO-花子-」 6/20(土) 17:00開演 小ホール 全席指定 会員 5,500円 (一般 6,000円)

潮流を読む

『サナエノミクス』の『責任ある積極財政』の意味合い

株式会社 大和総研
金融調査部 主席研究員 内野 逸勢

「責任ある積極財政」という言葉が高市政権の政策である「サナエノミクス」の重要なキーワードとして取り上げられることが多い。そこで、自民党のホームページ「衆院選2026」【注1】の政策の中から「責任ある積極財政」の成否を分けるポイントを示していく。

「責任ある積極財政」とは、「経済あつての財政」を政策方針の中心に据え、「所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指す」ための「戦略的かつ機動的な財政出動」と定義される。

まず「戦略的かつ機動的な財政出動」とは、「財政の持続可能性」を確保しながら、力強い経済成長と税収の増加を生み出す「大胆な投資」と定義される。大胆な投資を可能とするためには「戦略的」である必要がある。昨年11月に日本成長戦略本部が設立され、危機管理投資・成長投資の17戦略分野【注2】が挙げられた。その中で「分野横断的課題への対応」として、技術、人材育成、スタートアップ、金融などの戦略分野ごとの“取りまとめ担当大臣”も決定した。続いて同年12月に17分野ごとの検討体制【注3】(担当大臣など)が公表された。これによって、各分野の戦略的取り組みの責任の所在が明らかになったといえよう。

次に「機動的な財政出動」とは、投資のための「新たな予算枠」を設定し、市場の信認を得ながら、複数年での財政出動と定義される。高市政権は、これによって「投資の予見可能性向上につながる」としている。つまり、(1)事業フェーズ(例えば、研究開発、事業化、事業拡大、販路開拓・海外展開)に応じた支援が可能となること、(2)それを踏まえて投資内容、投資時期、目標額などの官民投資のロードマップが作成できること、(3)その上で、各分野の成長率など国富拡大に与えるインパクトの定量的見込みが可能となることなどにより、予見可能性が向上することとなる。

ただし、留意すべき点は、前記二つの財政出動には、財政の持続可能性の確保により市場の信認を得ることが求められることである。これについて、政策では「成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑えて政府債務残高の対GDP比を低下させる」としている。つまり、歳出・歳入改革への取り組みを行いながら、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑えて、長期国債の需給を大きく悪化させるような財政運営を行わないということであろう。

この点について、財務省は昨年10月に公表した『日本の財政関係資料』の中で、仮に「金利<成長率でも、毎年度のプライマリーバランスの赤字によって新たに追加される債務が大きければ、債務残高対GDP比の低下は望めない」としている。加えて『「金利<成長率がいつまでも続く」との想定は過度に楽観的」という見解を示している。その理由として、過去、金利が名目経済成長率を上回っている場合が多く、金利上昇が見込まれる将来も金利が名目経済成長率を下回り続ける想定に懸念があることなどを挙げている。さらに、(1)消費税などの税制の見直しによる財政基盤への信認、(2)自国通貨の信認、といった市場からの評価にも十

分に目配りする必要がある。これらを踏まえると、「財政の持続可能性」を十分確保しながら「投資と成長の好循環」を生み出せるかが「サナエノミクス」の成功の判断基準となろう。

「経済あつての財政」を政策方針の中心に据え、定量的な評価を踏まえて担当大臣らの責任の所在を明らかにし、戦略的かつ機動的な財政出動を実施するのは評価できる。しかし「投資と成長」の好循環を生み出すためには、各分野での投資の予見可能性をさらに向上させる必要があるであろう。そのためには、オールジャパンで事業フェーズごとの支援、官民連携ロードマップをさらに精緻化して、それを維持・改善していくことが求められよう。国際秩序が大きく変わろうとする現状を踏まえると、ただ批判的な見解を述べるのではなく、客観的な議論を活発化しながら、日本全体が当事者意識を持って「サナエノミクス」を支えていく必要があるのではないかと。

【注1】https://www.jimin.jp/election/results/sen_shu51/political_promise/search/

【注2】内閣官房「日本成長戦略本部(第1回)資料4 成長戦略の検討課題(案)」令和7年11月4日中の「1.「危機管理投資」,「成長投資」の戦略分野: AI・半導体、造船、量子、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、デジタル・サイバーセキュリティ、コンテンツ、フードテック、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靱化、創薬・先端医療、フュージョンエネルギー(核融合)、マテリアル(重要鉱物・部素材)、港湾ロジスティクス、防衛産業、情報通信、海洋

【注3】内閣官房「日本成長戦略本部(第2回)資料1-2 成長戦略の検討体制」令和7年12月24日

(2月20日執筆)

◇内野 逸勢／うちの・はやなり

静岡県出身。1990年慶応義塾大学法学部卒業。大和総研入社。企業調査部、経営コンサルティング部、大蔵省財政金融研究所(1998~2000年) 出向などを経て現職(金融調査部 主席研究員)。専門は金融・資本市場、金融機関経営、地域経済、グローバルガバナンスなど。主な著書・論文に『地銀の次世代ビジネスモデル』2020年5月、共著(主著)、『FinTechと金融の未来~10年後に価値のある金融ビジネスとは何か?~』2018年4月、共著(主著)、『JAL再生 高収益企業への転換』日本経済新聞出版、2013年1月、共著。「第3次袋井市総合計画」審議会委員。IAASB CAG(国際監査・保証基準審議会 諮問・助言グループ)委員(2005~2014年)。日本証券経済研究所「証券業界とフィンテックに関する研究会」(2017年)。



商工会議所・商工会が運営するネットを活用した
「会員限定」の商取引支援サービス

ザ・ビジネスモール

全国26万会員が集まる
ザ・ビジネスモールで、
自社の強みをPR!

販路開拓・取引拡大
のための強い味方!

ザ・ビジネスモール
参加の商工会議所・商工会

問合せ

ザ・ビジネスモール事務局
(大阪商工会議所内)

TEL 050-7105-6220
(平日9:00~17:00)



会員限定 無料!

外注先、仕入先が効率
よく見つかる!
新しい取引につながる!

毎日が会員限定の商談会
「ザ・商談モール」

ザ・ビジネスモール 検索 <https://www.b-mall.ne.jp>

SHOPS TEL 047-370-8311
HP <https://shops.biz-agera.com/>

株式会社 **米山鉄工所** 市川市鬼高3-28-16

TEL 047-370-1111(代)

HP <https://the-yoneyama.co.jp/>

E-mail the-yoneyama@yacht.ocn.ne.jp



ヤマザキ



Royal Bread ロイヤルブレッド

山崎製パン株式会社は1948年に市川市にて創業しました。



地球と人が 調和した

安全・安心できる豊かな社会の
実現に私達は調査・設計業務を
通じて社会貢献しています。

地盤調査をベースにお客様で創業58年



- 許認可
- ・国交省、地質業者登録・・・資16第1144号
 - ・国交省、建設コンサルタント登録・・・建15第4487号
 - ・国交省、測量業者・・・第(3)19864号
 - ・環境省、土壌地下水汚染指定調査機関・・・環2003-1-510号
 - ・建設業知事登録・・・第24511号
 - ・ISO-9001認証取得

土と水のコンサルタント



地質・土質・土壌・地下水汚染調査・土木設計・測量・埋管調査

株式会社 **国際技術コンサルタンツ**

本社：〒272-0035 千葉県市川市新田5-4-4

TEL：047-326-5951 FAX：047-326-5930

<https://kokusai-jiban.co.jp/> k-g-c@kokusai-jiban.co.jp



大切な想いを次世代に継ぐ

昭和セレモニー

24時間受付
生前相談無料



0120-23-4444

詳しくは で



シティホール市川

千葉県市川市市川 1-12-4

JR市川駅より徒歩 2分



本八幡儀式殿

千葉県市川市東大和田 2-1-19

JR本八幡駅より徒歩 6分

企業 不動産 相続 離婚 他 民事一般

弁護士法人 弁護士9名

千葉県弁護士会所属

リバーシティ法律事務所

予約 **047-325-7378**

<https://www.rclo.jp/>

市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル5F



お墓の専門店



株式会社 **和泉家石材店**

建設業登録石工事業

(般)62第14213号

本社/市川市大野町4丁目2452

0120-10-7331

<http://www.izumiya-sekizai.co.jp>

大切な人の旅立ちに「送る心をかたちにする」

せしモ

お問合せは

0120-02-4444

詳細は Web で→

家族葬承ります



市川本八幡ホール



行徳駅ホール



ハートホール北国分